

定額減税の概要と実施方法

令和6年度税制改正に伴い、所得税について定額による特別控除が実施されます。この制度の概要と対象者、実施方法をご紹介します。

定額減税の対象となる方

■ 居住者の方

令和6年分所得税の納税者である居住者が対象です。

■ 所得制限

合計所得金額が1,805万円以下の方が対象となります。

■ 給与所得者の場合

給与収入が2,000万円以下の方が対象です。

定額減税額の計算方法

30,000

本人分

居住者本人に対する特別控除額です。

30,000

家族一人当たり

同一生計配偶者または扶養親族一人につきの控除額です。

ただし、合計額が所得税額を超える場合は、所得税額が限度となります。

給与所得者に対する実施方法

1

6月1日以降の給与

最初の給与から特別控除額が源泉徴収税額から控除されます。

2

控除しきれない場合

以降の給与で順次控除されます。

3

年末調整

扶養控除等申告書の内容変更があった場合、調整されます。

公的年金等受給者に対する実施方法

1

6月1日以降の年金

最初の年金から特別控除額が源泉徴収税額から控除されます。

2

控除しきれない場合

以降の年金で順次控除されます。

3

確定申告での調整

扶養親族等申告書の内容変更があった場合、確定申告で精算します。

事業所得者等に対する実施方法

確定申告での控除

令和6年分の所得税確定申告時に特別控除額が控除されます。

予定納税での控除

第1期分予定納税額から本人分の特別控除額が控除されます。

家族分の控除

予定納税額の減額申請で家族分の控除が可能です。

特別な場合の取り扱い



給与収入2,000万円超

確定申告で最終的な特別控除額を計算します。



年途中退職

確定申告で控除しきれない額を精算します。



複数所得がある場合

確定申告で所得税額を精算します。

まとめと注意点

定額減税特設サイト

最新情報は国税庁ホームページの特設サイトで確認できます。

確定申告の重要性

複雑なケースは確定申告で最終的な調整が必要です。

個別の相談

詳細はお住まいの地域の税務署にお問い合わせください。